

弾力的運用

弾力的運用に伴うカーフェュー内運航の発生状況

	日付	出発/到着	滑走路		航空運送事業者等名	便名	出発地/目的地	離着陸時間	型式	航空機騒音インデックス	理由
			A	北側							
1	H26.8.2	出発	A	北側	フィリピン航空	PAL433 (国際線/旅客便)	成田/セブ (セブ/成田/セブ)	23:54 (定刻14:25)	A321-200	C	⑤ PAL433便と同一機材を使用するPAL434便(定刻8時00分セブ発、13時30分成田着)は、13時31分の成田への到着時、旅客が乗務員の制止を振り切り、脱出用扉から機外に出る事案が発生した。その際、脱出用シューターが開いてしまったため部品交換を行う必要が生じたことから、マニラ国際空港より部品を空輸し、脱出用扉の機材交換作業を行った。その影響により、PAL433便(14時25分 成田/セブ)は、出発が遅延し、23時54分にセブに向け離陸した。 ※時刻はすべて日本時間
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

【離着陸時間に関する特例の適用を受けることができる事由】

- ① 成田空港を目的地とする航空機が、出発地の空港等における台風、大雪等の悪天候又は急病患者、空港機能障害等の異常事態等やむを得ない理由により、遅延した場合の午後11時00分から午後11時59分までの間の着陸
- ② 成田空港を目的地とする航空機が、飛行中の悪天候又は異常事態等やむを得ない理由のため、一旦他の空港等へ着陸したことにより、遅延した場合の午後11時00分から午後11時59分までの間の着陸
- ③ 飛行中又は空港等における悪天候、異常事態又は運航の安全確保等やむを得ない理由のため遅延が発生し、その影響により、成田空港を目的地とする航空機に玉突き遅延が発生した場合の午後11時00分から午後11時59分までの間の着陸
- ④ 成田空港を出発地とする航空機が、離陸した後、目的地の空港等における悪天候又は異常事態等やむを得ない理由により、引き返す場合の午後11時00分から午後11時59分までの間の着陸
- ⑤ 上記の他、異常事態又は運航の安全確保等やむを得ない理由により、遅延した場合の午後11時00分から午後11時59分までの間の離着陸